

## 令和6年度第1回 神戸市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

日時：令和6年5月7日（火） 9時30分～11時00分

場所：神戸市役所1号館24階 1241会議室

### 1. 開会

今回の協議会については、個人情報に当たらない部分については、議事要旨をホームページ上で公開する。

### 2. 議題

- (1) 会長、副会長の選出
- (2) 「運営協議会における協議の基準」の改正等
- (3) 福祉有償運送を実施する事業所への案内（2件）
- (4) 更新（変更）登録申請案件の協議

### 3. 協議内容

- (1) 会長、副会長の選出

前会長 森津様、前副会長 森栗様の退任に伴い、事務局が推薦する三谷委員が会長に、下谷委員が副会長に就任いただくことについて、承認。

- (2) 「運営協議会における協議の基準」の改正等

昨年度末の国土交通省通達（福祉有償運送事業部分）に関する説明

- (3) 福祉有償運送を実施する事業所への案内（2件）

①兵庫陸運部より、

国土交通省の通達改定について説明（資料2，参考資料1）

②事務局より、国土交通省の通達改定を受けて、

・神戸市福祉有償運送運営協議会 協議基準の改定を提案（資料3）

（改定内容）運送対価の目安をタクシー運賃の約8割※とする

※従来は、概ね2分の1の範囲内

- ・更新登録申請時の添付資料の簡素化について、提案（資料4）

- ・（登録団体向け）案内文書の発送について、提案（資料4）

（委員）今回の改定は、対価の目安となる金額を上げる変更であり、一定は事業性を認めることでもあるため、各団体から提出される年度実績報告書について、これまで以上にしっかりと事務局で点検いただきたい。事務局の提案について、運営協議会において承認。

③事務局より、神戸市福祉有償運送運営協議会 協議基準の改定を受けて、同協議会 運営要綱の改定を説明。

（改定内容）第5条(1)に「但し、軽微な変更については、書面によることも可能とする。」の文言追記。

軽微な変更とは、「福祉有償運送を実施する事業所のみなさまへ」（資料4）に記載の、協議会の承認のみが必要なケース。（兵庫陸運部への申請・届出の手続きは不要）

（会長）運賃の改定等により、変更申請が多数届くようなことになれば、協議会を開催するが、基本的に軽微な変更申請は、書面開催で運営していくこととする。

運営協議会 運営要綱の改定について、協議会において承認。

（4）更新（変更）登録申請案件の協議（更新3件）

- ・事務局より更新申請の概要について説明

- ・質疑応答

### 【個別協議】

#### ① 社会福祉法人 しんじゅ

[法人との質疑応答]

（委員）令和4年度の運送実績では、運賃の計算が時間制になっているが、1回当たりの運送に要する平均時間は。

（法人）平均で30分から40分位。

(委員) 運賃にすると幾らか。

(法人) 30分で700円。

(委員) 運転者が前回の更新から随分減っているが、安全に運行できる状況か。

(法人) はい。

(委員) 運転者に、過度な負担はかかっているか。

(法人) はい。

(委員) わかりました。ありがとうございました。

〔協議結果〕社会福祉法人しんじゅについては、書類上、問題や不備等がないため、協議が調ったものとする。

## ② 社会福祉法人 芳友

〔法人との質疑応答〕

(委員) 旅客数2名、車両3台で車両の方が多い状況だが、メインと予備車ということか。

(法人) 福祉有償専用の車両と、それ以外でも使用している車両があり、空いていない場合に備えて3台の登録をしている。

(委員) 旅客数も少なく運送回数も多くないが、予備車を使う機会はあるか。

(法人) ほぼない。

(委員) 車両が2台になっても、今のところ影響はないですか。

(法人) はい。

(委員) 個人的には、いざという時のために予備を持っておく必要はあると思う。

(委員) 事務所名称が前回更新時の「にこにこハウス医療福祉センター」から、「神戸医療福祉センターにこにこハウス」に変更されているが、いつ頃変更されたか。

(法人) 1昨年前に変更している。

(委員) 法令上、軽微な変更となるため、協議会での承認は不要だが、兵庫陸運部に届出いただく必要がある。届出は更新に伴ってでも良いが速やか

な方が望ましい。

(法人) 分かりました。

(委員) 運行管理の体制等について、運行管理・整備管理に係る指揮命令系統、及び事故処理連絡体制の代表者欄には理事長名を記載してください。

(法人) 分かりました。

(委員) 前回更新時から、旅客数・運転者数とも減っているが、原因は何か。

(法人) 運転手の手配がつかないため、旅客が2名となっている。また、この2名もドライバーの手配がつかない場合には、断ることもある。

(委員) そのような状況で、今後も続けていく見込みはあるか。

(法人) 厳しいところもあるが、福祉有償運送の継続は法人の判断と考えている。

(委員) 旅客数の減少について、利用できなくなった人はどうされているか。

(法人) 知る限りでは、ほぼ家族の方が運転する車両となっている。

(委員) R4 年度輸送実績の運送収入について、単純計算で 1,128 円/回だが、輸送距離 10.2km/回では、片道では 5km で運賃設定では 600 円/回程度になるが、収入が倍ということは待機料金が入っているのか。実際の運営状況、実数数値との差を確認したい。

(法人) 今は資料がないため、回答できない。

(委員) 今後に向けて、きちんと精査していただきたい。

〔協議結果〕社会福祉法人芳友については、事務所の名称変更届の提出、運行管理・整備管理に係る指揮命令系統の修正、事故処理連絡体制の修正を付帯条件として、協議が調ったものとする。

### ③ 一般社団法人ぶな

〔法人との質疑応答〕

(委員) 変更登録申請の内容が、旅客の範囲変更（拡大）となるが、車両となるセダン車には、車椅子の装置や設備はあるか。

(法人) ない。

(委員) 一般的な普通車両ということだが、旅客には身体障害者の方が2名含まれているが、どのような障害か。

(法人) 自力で車への移乗ができる前提で、車椅子を折り畳んで後ろに積み込み、シートベルトができる方。

(委員) 既に、何度か運送されているか。

(法人) はい。(事前に変更届が必要と事務局から説明を受け、) 現在は事情を説明して断っている。

(委員) 身体障害者の旅客について、セダン車で行えると明記されているのは基本的には人工透析患者など。車椅子の方の旅客の可否は、兵庫陸運部で確認させていただく。場合によっては、安全面の観点から身体障害者の方はお断りいただくということになるかもしれない。

(法人) 分かりました。

(委員) 運行管理の体制について、運転者が自分で自分をチェックできないため、責任者と運転者は別の方として、チェック体制は整えてください。

(法人) 現行も別人としていますが、その点は気を付ける。10月に運転手を1名加えることを考えている。その場合、変更届を出せば良いのか。

(委員) 運転手の増減に届出・申請は不要。但し、更新登録を行う時点において、在籍の運転者の運転免許証・講習を受講した書類は提出いただく。

(法人) では、今日からでも可能ということか。

(委員) 必要な講習や措置を取っていただければ可能。

(法人) 分かりました。

(後日、兵庫陸運部より、「セダン型車両での身体障害者の輸送可否について、車椅子を利用されている身体障害者は、合理的な事情がない限り、セダン型車両での輸送を認めない」との判断があり、出席委員に諮った。)

旅客の範囲の拡大に関する変更登録の協議について、「イ：身体障害者」を除いた「ロ、ハ」について承認する。

〔協議結果〕 一般社団法人ぶなについては、変更登録申請の修正、更新登録申請の修正、旅客名簿・会員数の修正を付帯条件として、協議が調ったものとする。

なお、変更登録申請の修正後、速やかに兵庫陸運部へ申請すること。

### 3. 閉会

次回の協議会の開催は、令和6年11月～令和7年1月頃を予定している。